

No. 35

制 度 名	地域少子化対策重点推進交付金	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G
		問合せ先	029-301-3261
目的・趣旨	結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組を支援する施策を推進し、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。		
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業]</p> <p>(1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、子育てしやすい生活環境を整備するために、地方自治体を実施する取組 ・結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組 <p>(2) 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム</p> <p>結婚に伴う経済的負担を軽減するため、ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する自治体を対象に、国が自治体による支援額の一部を補助</p> <p>[補助要件等]</p> <p>(1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象：ライフデザイン支援に対する取組 結婚に対する取組 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組 等 <p>(2) 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯：夫婦ともに 39 歳以下かつ世帯所得 500 万円未満の新規に婚姻した世帯 <p>[対象経費]</p> <p>(1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業</p> <p>地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金</p> <p>(2) 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム</p> <p>市町村の支給する経費であって、以下に係るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、リフォーム費用に係る支援 ・婚姻に伴う引越費用に係る支援（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。） <p>[補助限度額等]</p> <p>(1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業</p> <p>1 市町村当たりの交付上限額：8,000 万円</p> <p>(2) 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム</p> <p>1 世帯当たりの交付上限額：30 万円（ただし、夫婦ともに 29 歳以下は 60 万円）</p> <p>[経費負担割合] ※国負担割合は、以下のとおり。</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ・ライフデザイン・結婚支援重点推進事業 一般メニュー【2/3】、重点メニュー【3/4】 ・結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業 一般メニュー【1/2】、重点メニュー【2/3】 ・結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム 都道府県主導型市町村連携コース【2/3】、一般コース【1/2】 				
区 分	国	県	市町村	その他
	1/2、2/3、 3/4	-	1/2、1/3、 1/4	-
〔令和 8 年度当初予算額〕 185,600 千円	〔令和 8 年度補助対象団体〕 令和 8 年 6 月頃決定予定			
〔備考〕				